



## 潟上市議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

### 1 審査請求内容

審査請求日 令和2年6月29日

請求議員 堀井克見議員 大谷貞廣議員 澤井昭二郎議員  
菅原秀雄議員

疑義があると認められる者の氏名 潟上市議会議員 西村 武

疑義の内容

- ① 西村武議員の親族企業が市発注の事業を受注したことは、潟上市議会議員政治倫理条例に抵触する疑いがある事。
- ② 公務出張旅費に関して不適切な疑いがある事。

### 2 審査の結果

疑義の①については、潟上市政治倫理条例第13条に掲げる政治倫理基準に抵触するとは認められない。

(理由)

大雪による除雪は、早急な対応が必要であり、その都度、業者を選定し、契約しているのは市民生活に重大な支障を来たすことから、市では、平時の除雪請負業者には、それらの大雪の災害対応も含んで委託契約をしている。さらに、請負業者数の減少により一業者当たりの作業時間が長時間に及んでおり、その対応として、西村建設と委託契約をしている事実を確認した。

疑義の②については、審査請求を否と決定した。

(理由)

審査請求書に記載されている内容では客観的な事実、請求の根拠・理由が把握できず、審査が困難である。

### 3 審査の経過と結果

#### ◆第1回審査会（令和2年7月9日）

審査請求書の内容等の確認、審査請求の適否及び今後の進め方について協議をした。

審査請求の適否の判断は、政治倫理条例、同条例施行規則に規定される提出条件を満たすこと。さらに、審査に足りるだけの客観的・具体的な内容が記載され、資料等が添付されていることを確認出来たときは、審査請求は適とし、それ以外は審査請求を否とすることとした。

疑義の①については、平成31年3月8日に提出された審査請求と同様



の内容であり、審査結果は、条例に抵触するとは認められないと報告されている。ただし、1年を経過し、市の除雪の請負業者など、市の除雪体制の状況に変化があるかを確認する必要があることから、審査請求を適とした。

委員からは、審査請求書の中に改選前の内容が記載されているが、いたずらに過去の行動を遡って記載することは、被請求者と請求者間の感情論、法的措置等にも発展してくる可能性があるため、改選を一区切りとして記載すべきではないかとの意見、過去の行動が現在の行動へつながっていることから記載するのは提出者の判断であるとの意見があった。審査会には、記載内容をどこまで認めるかの判断は委ねられていないことから、記載部分は除いて審査を進めることとした。

疑義の②については、記載されている内容だけでは客観的な事実、請求の根拠・理由が把握できず、審査が困難であることから、審査請求を否と決定した。

委員からは、条例・規則の所定の条件を満たしただけで審査請求を適すれば、今後何でも請求できることになるので、請求する場合は、具体的・客観的な事実を記載し、根拠資料等を添付し、違反行為、条例の該当条項を示すことが最低限必要であるという意見、提出者は疑念のある行動を審査請求書に記載して提出するまでであり、条例、規則をクリアしていれば審査は適とし、審査会が審査に入ってから記載内容に沿って資料等を收拾し、事実関係の調査を進めるべきであるとの意見があった。

審査の進め方は、①については、請求自体は昨年とほぼ同じ内容であるが、市の除雪体制に変化があれば、条例に抵触するかの判断も変わる可能性があるため、市当局の担当課から説明をもらうこと、被請求者から、地方自治法第92条の2項に抵触するかの判断材料として西村建設の決算書の提出と政治倫理条例第13条第1項の回避努力をしたかを任意の様式で提出依頼をして進めることとした。

#### ◆第2回審査会（令和2年7月21日）

疑義の①について、除雪担当の都市建設課長、建設管理班長より市の除雪体制の現状などについて確認をした。

市当局からは、市の除雪作業については、重要なライフラインの一つである道路の通行を確保することが道路管理者として一番の責務と考えている。特に冬期間は積雪、降雪、強風による吹きだまりなど通行障害が予想

されるので、除雪、除排雪作業については、市民生活に支障が生じないよう委託業者の協力のもと万全の体制で挑むようにしている。案件の西村建設への除排雪作業を委託した経緯は、旧天王町時代から委託しているが、除雪機械を所有していること。地元の業者なので、道路状況を熟知していること。緊急の出動要請にも対応できることなどから除排雪作業の委託者として適していると考えている。西村建設の除排雪作業の委託契約内容は、区域は二田栄町と羽立地区、道路延長は約 6.7 キロメートル、除雪作業は 1 回あたりの作業時間は平均で 8~9 時間程度を要している。委託契約の内容は、機種により統一した単価で契約しているとの説明があった。

委員からは、除雪業者数の推移と、業者が減った場合の市の対応について質問があった。

市当局からは、平成 30 年度で 54 業者、昨年 52 業者で、2 業者減っている。ピーク時の平成 26 年度で 58 業者から 52 業者まで減少し、1 回あたりの作業時間が 8 時間から 9 時間にも及んでいる。1 業者 2 業者が新規参入したからといって西村建設を外すということではなくて、やはり今の業者でまだ足りないのでやりたいというところがあればプラスして受け入れていきたいという状況であるとの説明があった。

委員から、旧町時代からの流れで安易に契約しているだけではないか、通常の除雪がなぜ災害になるのか、市民感覚ではなかなか理解しづらい、除雪を請け負う業者を増やすための将来的な方策を何か考えているかとの質問があった。

市当局からは、除雪作業は、毎年雪の降る量というのは誰にも予想がつかない。その中で豪雪だった場合には災害ということで対応しないといけない。雪が降ってからでは準備が遅いということがあり、その災害が発生する準備の段階として毎年業者を選定して路線を割り振ってやっているということであるので、業者が減っていくと、いざ、大雪の災害時の対応としてできない可能性がある。そのために毎年できるだけ同じ路線を除雪していただいて、その地区の状況を熟知してやっていただいている。ずっと同じ路線をやっていただいているということから、天王町時代からという表現をしたという説明があった。今後の除雪の請負業者はオペレーターの高齢化、除雪機械が高額であることなど厳しい状況ではあるが、市としてはオペレーターの養成にかかる経費、除雪機械のリース料の補助などを今後検討しながら除雪体制を確保していきたいとの説明があった。

また、委員からは、地方自治法第 92 条の 2 で、議員は当該地方公共団体に対し請負することはできないとなっているが、担当課ではそれに対する行政指導は行っているのかとの質問があった。

市当局からは、政治倫理条例第13条でただし書きされている、「災害等で緊急を要するとき、又は請負契約等の締結を辞退することにより、市の行政執行に著しい支障がある場合を除く。」とあることにより、都市建設課では、災害に準ずると認識しており、指導等はしていないとの説明があった。

被請求者から提出された資料には、決算書は会社の内部情報が記載されているため提出できない、請負の回避努力については、昨年度の審査会で条例には抵触しないと認定されている旨が記載されていた。

委員からは、この資料では事実確認ができないので厳格に審査する意味からも再度提出依頼をすべきであるという意見があったが、審査会の権限で請求出来るのはここまでであり、提出された資料の範囲で判断することとした。

以上、市の除雪体制などの確認と被請求者から提出された資料の確認と審査が終了したことから、委員からの意見を集約して、審査結果をまとめた。

委員からの意見の概要は次のとおりである。

- ・西村議員から、資料として請求した決算書の提出がなかったことは、条例遵守の意識が欠けており、審査会への誠実な対応とは言えず、また回避義務を行っていないこと自体、条例遵守の姿勢に問題があると言わざるを得ない。審査会の権限には制限があるため、結果として、審査資料には不足が生じ、地方自治法第92条の2の違反については、客観的な事実から判断出来ず、審査会の委員の推測の域で判断せざるを得ないことは甚だ遺憾である。
- ・西村建設の企業規模、事業内容等から、総事業費に占める除雪請負契約額の割合は容易に推測でき、決算資料の提出がなくても地方自治法第92条の2の違反があるかの判断は可能である。さらに西村議員は西村建設の経営には関与しておらず、会社の内部情報が記載されていると西村議員が判断したのならば、情報保護の観点からもそれは尊重されなければならない。
- ・除雪の請負業者数の減少、急な降雪時の市の対応を、昨年度の市当局の説明と合わせて確認が出来たことから最終判断は可能である。

- ・市の除雪体制の問題点を整理しながら、請負契約に至った状況の把握、さらに今後の市の除雪体制の考え方も確認が出来たので判断可能である。
- ・昨年度の審査会の、条例に抵触するとは認められないという結果を受けて、西村議員は行動している。審査会はそのこと自体を審査し、意見をするものではないとは思いますが、政治倫理条例は、議員に高い倫理性を求めるものであり、市当局にも同様に対応してもらうことにこそ条例の本来の意味があると考えます。市の除雪体制の説明を受けて、昨年の審査会の報告にある市の除雪体制とほとんど変化がないことが確認でき、なぜ西村建設が請負契約をしているのかを委員以外の議員にも市民にもある程度明確に説明出来る審査レベルに達したと思う。

採決の結果、全会一致で潟上市政政治倫理条例第13条第2項に掲げる政治倫理基準に違反する行為は存在しないと決定した。

◆第3回審査会（令和2年8月7日）

審査結果報告書の精査を行った。

さらに、審査会の開催をとおして今後の審査請求及び審査の問題点を整理した。

条例が想定しない、同じ内容での審査請求が2年連続で提出された。

現状では、請求者の節度ある対応に任せるしかないが、今後も同様の審査請求が発生する可能性がある。

審査請求は、議員の一任期中は、同じ内容の審査請求は原則として出来ない、同じ内容の審査請求を再度行うときは、審査請求書に新たな事実の記載と関係資料の添付を義務付ける、審査請求書に記載の内容は、現在の議員任期中の範囲とするなどの条例の見直しが必要である。

#### 4 おわりに

議員は、議員としての品位を保ち、市民に信頼される議員、そして議会であるためにも政治倫理条例を遵守しなければならない。同時に市当局にも政治倫理条例の趣旨をご理解いただき、議会と市当局が一体となって条例を運用していくことにより条例は、よりその目標に近づき、効果を発揮するものである。

本議会で、政治倫理条例を制定して約7年となる。その後、議員、市議会、市を取り巻く状況は刻々と変化してきており、それらに合わせた条例

の見直しとともに、議員ひとり一人の条例に向き合う姿勢・意識の変化と具体的な行動が強く求められている。政治倫理審査会は、議員の条例違反の有無を審査する本来の役割を果たしながら、審査の中でこれらの課題などについて必要に応じた意見交換と検証を行ない、審査結果とともに、その内容を広く議員にお知らせしながら、議員間で情報を共有することで、政治倫理条例は、その存在価値と意義を示すものとなるのではないか、このたびの審査会では考えるものである。

以上により、本審査会に付託されました潟上市議会議員政治倫理審査請求について、潟上市議会議員政治倫理条例第9条第2項の規定によりご報告いたします。

潟上市議会議長 西村 武 様

令和 2 年 8 月 2 0 日

潟上市議会議員政治倫理審査会

委員長 伊 藤 正 吉